

# 大崎上島町立大崎上島中学校生徒指導規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、本校の学校教育目標に沿って学校教育を受ける生徒の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しを持った指導について、生徒・保護者・教職員・地域の方と共通認識・共通実践を図ることを目的とし、必要事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関する事項

この章は、公平性の観点から日々の生活の基盤となる細則を定めるものである。

### (登下校)

第2条 社会の一員として交通規則を守り、安全に登下校するために、次のことを定める。

- 1 通学手段は、徒歩・自転車・バスとするが、大崎地区はバスの利用ができない。
- 2 通学路は、学校指定の道路とする。
- 3 自転車通学生は、後述の自転車の乗り方を守って、安全に通学する。
- 4 バス通学生は、路線バスの利用を意識して公共のルールを守る。

### (登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 望ましい生活習慣づくりのために、次の規程を定める。

- 1 日課の開始は8:20とし、全ての提出物を出して8:20には着席した状態で朝読書を始めている。
- 2 登校後の外出は、必ず教職員の許可を得てから行う。
- 3 欠席・遅刻などの連絡は、原則として保護者が8:05までに行う。
- 4 遅刻後の登校は、必ず職員室に届けて教室に入る。
- 5 最終下校時刻は次のとおりとする。

◎4～10・2・3月…17:30      ◎11～1月…17:00

### (持ち物)

第4条 持ち物については、次のように定める。

- 1 学習に必要な物は持って来ない。
- 2 不要な金銭は持って来ない。必要がある場合は、登校直後担任に預ける。
- 3 定期テストは必ず鉛筆又はシャープペンシルを使用する。

(服装・身だしなみ)

第5条 服装・身だしなみについては、次のように定める。

1 制服

冬服	夏服
○学校指定のもの ・ブレザー ・スラックス、ネクタイ、リボン (女子) ・スカート (女子)、リボン (女子) ・名札 ・ベスト、セーター類 (任意) ○白カッターシャツ ○黒ベルト (スラックスの場合)	○学校指定のもの ・スラックス ・スカート (女子) ・名札 ○白カッターシャツ ○黒ベルト (スラックスの場合)

【注意事項】

- ① 女子のスカートとスラックスは、選択・併用制とする。
- ② 冬服・夏服の期間は設けない。ただし、入学式・卒業式は冬服とし、儀式を行う場合はネクタイ・リボンを着用し服装を整える。
- ③ 名札は学校指定のものを着用する。忘れた場合は、学校指定のものを代用し着用する。名札は安全ピンで止める。
- ④ 長袖カッターシャツ着用の場合、袖ボタンをはめる。下に体操服は着ない。
- ⑤ カッターシャツはスカートやズボンの中に入れる。ボタンダウンは不可。
- ⑥ スカートのウエストを故意に折らない。スカートの丈を短くしない。(最低でもひざ立ちで床に着く長さとする)
- ⑦ ベルトの先を垂らさない。ハト目 (穴) のものは不可。
- ⑧ 下着 (シャツ等) は白・ベージュ・グレー・紺・黒の無地とする。
- ⑨ 防寒のために、黒のタイツ (模様等のない) を着用してもよい。ただし、運動時はソックスも着用すること。
- ⑩ セーター類について
  - ・色は、黒色・紺色・灰色・白色・茶色で、派手でないものとする。
  - ・無地が基本で、Vネックとする。Uネックは禁止。
  - ・上着からはみ出るようなものや着こなしは禁止。
  - ・暑くて上着を脱ぐ場合は、セーター類を着用してはいけない。

2 頭髪……学習やスポーツに支障のないよう常に清潔にし、中学生としてふさわしい髪型とする。

男子	女子
・後ろ髪はえり山にかからない ・横髪は耳上端にかからない	・髪が肩にかかる場合は黒・紺・茶のゴムで耳より下でくる ・黒のピンは使用可 (垂れている髪をとめるため)
・前髪が眉を超えない ・整髪料等をつけない	・パーマ、脱色、染色、変形の髪型等は不可 ・眉を剃ったり、抜いたりしない

3 その他

- ①靴 下履き…学校指定の運動靴 (ASAHI GRIPPER)  
 上履き…小学校で履いている上履きと同様のもの (白色)  
 体育館…学校指定の体育館シューズ
  - ・上履き用、下履き、体育館シューズ用の各靴箱に揃える。
  - ・かかとは踏まない。
 体育館移動用スリッパ…学校備品で体育館への移動のみとする。
- ②靴下………白色の無地とする。(ワンポイント・くるぶしソックス不可)
- ③体操服……男女とも学校指定の体操服  
 (半袖及び長袖体操服はジャージやハーフパンツの中に入れる)

#### ④防寒着

ウィンドブレーカー……登下校、部活動時、学校指定のものを着用可。ただし、届け出をすれば、防寒の目的で校舎内の着用を認める。

マフラー・手袋……防寒の目的で登下校時のみ着用可。

#### ⑤カバン 通学カバン……学校指定の通学カバン (アクセサリ類を付けない)

セカンドバッグ…学校指定のセカンドバッグ (アクセサリ類を付けない)

#### ⑥雨具……自転車では学校指定のカッパを着用する。

#### ⑦帽子……着用の希望があれば担任に申し出る。ニット帽は着用しない。

#### ⑧つめ……いつも短く清潔にする。

#### ⑨ピアス・ミサンガやゴムなどのアクセサリは身に付けない。

#### ⑩学習に関係のないものは持って来ない。

…携帯電話・スマートフォン・ウォークマン・カメラ・時計・トランプ等ゲーム類・CD・漫画・雑誌・菓子類・キーホルダーやキャラクター等のアクセサリなど

### (授業)

第6条 授業については、次のように指導する。

学習規律を守って学習する(生活4項目を実践する)ために、次の流れをつくる。

- ①授業前 ○授業の準備をして、チャイム1分前には無言で着席しておく。  
○チャイム30秒前から立腰と黙想を行う。
- ②授業の始まり ○チャイムスタートで起立して、大きな声で気持ちのよいあいさつをする。  
・「起立」「これから〇〇の授業を始めます」(はい)  
「お願いします」(お願いします)  
〈礼をする〉「着席」  
○椅子を出す時、納める時に椅子を持ち上げること。
- ③出欠の確認 ○「はい」とはっきり返事をする。
- ④授業のねらい ○その時間の「ねらい」を確認する。
- ⑤付きたい力 ○その時間の「付きたい力」を確認する。
- ⑥説明 ○「分かった」「分からない」の意思表示をする。
- ⑦発言・発表時 ○積極的に思いを出し合い、聴く人を意識しながら話す。  
○指名されたら、「はい」とはっきり返事をし、発言する。  
○発言者の方を向いて、発言者を意識しながら聴く。
- ⑧姿勢・心構え ○背筋を伸ばして姿勢を正す。  
○集中し、私語はしない。  
○積極的に発表し、集中して聴く。  
○しっかり考え、必要事項は書き取る。
- ⑨グループ活動 ○各グループの学びあいから、全体の学びをつくりだす。
- ⑩授業のまとめ ○学習の内容や学び方を振り返る。
- ⑪授業の終わり ○起立して、大きな声で気持ちのよい挨拶をする。  
・「起立」「これで〇〇の授業を終わります」(はい)「ありがとうございました」(ありがとうございました)〈礼をする〉「着席」

### (給食)

第7条 給食については、次のように指導する。

- 1 できるだけ、残さず食べきるようにする。
- 2 当番はエプロン・三角巾・マスクを各自用意し、着用して配膳をする。
- 3 13時までは早く食べ終わっても教室内で待機する。13時10分までには食べきるようにする。
- 4 食物アレルギーで除去食が必要な場合は、学校給食アレルギー対応マニュアルに沿った手続きを必要とする。

### (休憩時間)

第8条 休憩時間の過ごし方は、次のように指導する。

- 1 教室移動や次の時間の準備をした後で休憩する。
- 2 移動教室時の消灯や前の授業の黒板拭き（給食前の授業では行わない）など、係として公の仕事を終えた後に個人的な休憩に入る。
- 3 他学年の学級・学習室には入らない。
- 4 教室・図書室・グラウンド・体育館などで過ごす。

### (清掃)

第9条 清掃時間は、次のように指導する。

- 1 清掃は学年縦割りとし10分間行う。
- 2 リーダーを中心に、分担を行い、協力しながら美化に努める。

### (朝会・式典)

第10条 朝会等の儀式は、次のように指導する。

- 1 各学年で教室前廊下に並んでから静かに体育館等に移動する。（体育館内は無言）
- 2 全校朝会の司会は生徒会が担当する。

### (職員室の入退室)

第11条 職員室の入退室は、次のように指導する。

- ①入室……ノック。出入り口で「失礼します。」礼。  
「〇年生の〇〇です。〇〇先生に用があって来ました。」  
「            〃            〇〇を持って来ました。」  
「            〃            〇〇教室のカギを取りに来ました。」
- ②退室……用事をすませた後、出入り口で「失礼しました」礼。退出。
  - ・職員室には、かばんを持って入室しない。
  - ・用事がない生徒は入室しない。（人に付き添って入室しない）
  - ・テスト週間や成績処理期間には入室できない。（出入り口に掲示）

### (保健室の利用)

第12条 保健室の利用は、次のように指導する。

- 1 利用する時は、まず教科担任か近くの先生にその旨を伝え、養護教諭の指導に従う。
- 2 利用は原則1時間を限度とし、体調の回復が見込めない場合は学校から保護者に連絡する。

### (教育相談)

第13条 教育相談活動を充実させるために、次のように指導する。

- 1 生徒・保護者は、相談したいことがある場合、スクールカウンセラー及びSSR担当教員を利用できる。
- 2 生徒がスクールカウンセラーを利用したい時は、事前に分かっている場合は養護教諭か誰でもよいので職員に届け出る。他の予約が入っている場合があるのでできるだけ事前に連絡しておくことが望ましいが、急な場合は直接相談室を尋ねてもかまわない。生徒がSSR担当教員に相談したい場合は、事前に担任またはSSR担当教員に申し出る。
- 3 保護者が利用したい場合は、直接学校に届け出る。

### (部活動)

第14条 部活動の活性化のために、次のように指導する。

- 1 部活動は、3年間続けて活動するように取り組むことが望ましい。
- 2 定期テストの1週間前は、原則部活動は停止する。
- 3 当番を決め、交代であいさつ運動を行う。
- 4 部活動中に、いじめや問題行動が発生し、部活動全体に関わると判断した場合は、一定期間部活動を停止し、指導を行う。
- 5 服装は部活で決められたものとする。

軟式野球部	・学校の体操服 ・白の練習着（アンダーシャツは黒またはえんじ） ・Tシャツ（部活指定のもの）
サッカー部	・学校の体操服 ・スパイク ・サッカー用ソックス 色：赤または青
陸上競技部	・学校の体操服 ・帽子 ・陸上用ソックス ・ランニングシューズ
卓球部	・学校の体操服 ・ユニフォーム ・Tシャツ（部活指定のもの） ・卓球用ソックス ・卓球シューズ
ソフトテニス部	・学校の体操服 ・ユニフォーム ・帽子 色：基本は白 ・テニスシューズ
バレーボール部	・学校の体操服 ・Tシャツ（白、黒を基調としたもの） ・パンツ（黒） ・バレー用ソックス ・バレーシューズ ・サポーター（ひざ・ひじ）

### (自転車通学について)

第15条 自転車の乗り方については、次のように指導する。

- 1 通学許可範囲は特に定めていない。（全員乗って通学してもよい。）
- 2 標準型で、自転車安全基準を満たす自転車を使用する。（装飾、改造、その他、自転車の改変をしない。）  
※自転車は防犯登録を行い、TSマーク（1年間の傷害保険と賠償責任保険付き）等、安全マークをつけることを推奨する。  
※夜間の安全対策として、必要であれば安全反射タスキを使用する。
- 3 両足スタンドの自転車を使用する。
- 4 常に自転車の点検（ブレーキ・ライト・ベルなど）をしておく。
- 5 自転車での登下校時には、必ず、ヘルメットを着用する。（あごひもは適切な長さにし、必ず止める。試合や下校後に登校する場合等もヘルメットを着用する。）  
※自転車に乗る場合、通学时以外もヘルメットは着用することが望ましい。尚、令和5年4月1日からヘルメットの着用が「努力義務化」となりました。
- 6 道路交通法（二人乗り等）及びヘルメットの着用の違反（着用していない、あごひもがゆるい等）があった場合は、次の期間、自転車通学を禁止する。  
**自転車通学禁止期間：違反1回目は3日間、2回目は1週間、3回目は1ヶ月間**
- 7 危険で道路交通法に違反するような乗り方（二人乗り、並列、スピードの出しすぎ、右車線走行など）は絶対にしない。
- 8 荷物は後ろの荷台にくくりつける。（通学かばんは必ず荷台にくくりつける。セカンドバックは前かごに入れてもよい。）
- 9 雨天時は、必ず学校指定のカップを着用する。（カバン用のビニール袋、洗濯バサミ2個を各自で常備する。）
- 10 自転車は自転車置場の決められた場所に置く。（自転車置き場では、ヘルメットは前かごに伏せて入れる。カップは洗濯バサミで自転車に止める。）
- 11 自転車、ヘルメット、カップには必ず記名する。

**(携帯電話、スマートフォン等)**

第16条 携帯電話、スマートフォン等については、次のように指導する。

- 1 携帯電話、スマートフォン等の学校への持ち込みは禁止する。
- 2 学校行事及び校外での学習活動（社会見学・修学旅行等）での使用は禁止する。
- 3 携帯電話、スマートフォン等による通信を、午後9時以降は控える。使用に関しては、保護者が責任を持って管理する。
- 4 学校への持ち込み等の違反が確認された場合は、学校が預かるとともに、保護者に連絡し、保護者に直接返却する。
- 5 生徒は、情報通信機器の特性や危険性を理解し、保護者の指導・監督のもと、家庭で定めたルールを守って責任ある利用を行う。

**(その他)**

第17条 第2章の学校生活に関する事項に示した事案以外については、学校がその場でよりよい判断を示すものとする。

### **第3章 校外での生活に関する事項**

校外における生徒の生活について、保護者の責任を踏まえ、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して指導することを基本とする。生徒は、法令及び社会のルールを守り、家庭・学校・地域の信頼を損なうことのないよう、自らの行動に責任をもって生活する。

### **第4章 特別な指導に関する事項**

「社会で許されないことは学校でも許されない。」との認識に基づき、生徒が校内外で問題行動を起こした場合には反省させ、よりよい学校生活を送るために指導する。

**(問題行動への特別な指導)**

第19条 問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。指導に当たっては、発達段階や常習性を配慮する。

- 1 本校の定める指導段階は次のとおりとする。

【第1段階】本人への説諭、事実・反省・宣誓等の文章の作成と保護者への連絡

【第2段階】第1段階の指導を踏まえた保護者との面談

【第3段階】第2段階の指導を踏まえた個別指導（校内又は保護者同意のもと家庭での反省）及び関係機関との連携

- 2 学校の規則等に違反する行為があった場合、第1段階以上の次の指導を行う。

- ①不要物を持ちこんだ場合
- ②服装・頭髪違反が繰り返される場合
- ③授業中の態度に問題がある場合
- ④人として許されない言動をとり続ける場合
- ⑤道路交通法違反および通学違反をした場合
- ⑥いじめに関係している場合
- ⑦生徒間暴力があった場合
- ⑧器物破損・破壊行為があった場合
- ⑨その他、学校が教育上指導を必要とした行為

3 次の行為があった場合には、第2段階以上の指導を行う。

- ①第1段階の指導で改善が見られない場合
- ②危険物や授業の妨げになる不要物を故意に持参・使用した場合
- ③携帯電話やスマートフォン等を利用してSNSなどに他人を誹謗中傷したり、不正な利用をした場合
- ④飲酒・喫煙・万引きなどの触法行為
- ⑤故意に授業妨害をし、指導に従わなかった場合
- ⑥教職員への暴言
- ⑦生徒間暴力のうち、事実内容が軽度ではない場合

4 次の行為があった場合には、第3段階以上の指導を行う。

- ①第2段階の指導で改善が見られない場合
- ②事実が重大で、教育的に必要と判断できる場合
- ③いじめに加わっている場合
- ④指導に従わない場合
- ⑤家出および夜間徘徊
- ⑥金品強要
- ⑦授業妨害が故意で重大な場合
- ⑧対教職員暴力
- ⑨その他、学校が教育上指導を必要すると判断した場合

(反省指導等)

第20条 特別な指導のうち、反省指導等は次のとおりとする。

第3段階は次の方法で指導するが、授業中の態度に課題がある場合は、第1・第2段階でも次の別室指導を行うことがある。

- 1 別室個別反省指導（家庭反省を含む）  
別室で反省や教科指導を行う。この指導は、原則3日以内とする。
- 2 教育相談と反省指導を複合した指導  
スクールカウンセラー及びSSR担当教員との教育相談と個別反省指導を並行して行う。

(特別な指導を実施するにあたって)

第21条 特別な指導は、生徒自らが起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施に当たっては次のことを明確にする。

- 1 特別な指導のねらいや期間・指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員に周知する。
- 2 特別な指導は、学校体制として取組み、事実確認・反省・再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。また、この機会に学力補充を行う。
- 3 特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- 4 法規・法令に違反するいじめ・暴力行為は、町教委・警察・こども家庭センターなどの関係機関と連携をとる。
- 5 反省指導は目的を明確にして短期間で行う。また、生徒の発達段階を考慮して効果的に行う。

**(規程の周知)**

第 22 条 この規程は、生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会等で直接説明を行うとともに、ホームページで公開する。

**(規程の施行)**

第 23 条 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。